

EPA 相談窓口について

JETRO では、企業が EPA を利用し、適切に特惠関税を受けられるよう、EPA 相談窓口を設置し、EPA の概要、EPA 適用の要件、原産地規則の概要など、EPA に関わる幅広い相談に対応しています。

本部(東京)に加えて、2021 年度から、大阪と地方の中核都市(札幌、仙台、名古屋、香川、福岡)計 6 カ所に、専門のアドバイザーを配置し、地方を含め、一層きめ細かい相談に対応しています。

◆EPA 相談窓口及び EPA に関する情報提供ページ

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/epa.html>

<https://www.jetro.go.jp/themetop/wto-fta/>

※情報提供ページでは、企業の利活用事例や、企業向け利活用ウェビナーの案内等も掲載。

◆企業からの主な相談内容

- 譲許表(削減・引き下げスケジュール)に関する事。
- 原産地規則の概要に関する事。
 - (① 完全生産品、② 原産材料のみから生産される産品、③ 実質的変更基準(a.関税分類変更基準、b.付加価値基準、c.加工工程基準)を満たす産品について)。
- 外国の国内法(各国・地域の関税法)に関する事。
- 第三者証明制度が採用されている協定における原産品判定に必要な根拠資料の作成・保存方法に関する事。
- 自己申告(証明)制度が採用されている協定の自己証明(申告文)の記載方法や、原産品判定(自己証明)に必要な根拠資料の作成・保存方法に関する事。

以上